

講義内容

- I 概要
- II 一般的な流れと手続き
- III 株式譲渡の税務
- IV 事業譲渡の税務
- V 組織再編税制
- VI 株式譲渡とのれんの会計
- VII 参考資料

※ 本資料は平成27年4月10日現在公布・施行されている法律等に基づいて作成しておりますが、今後、改正等が行われた場合、記載内容が変更となる可能性があります。

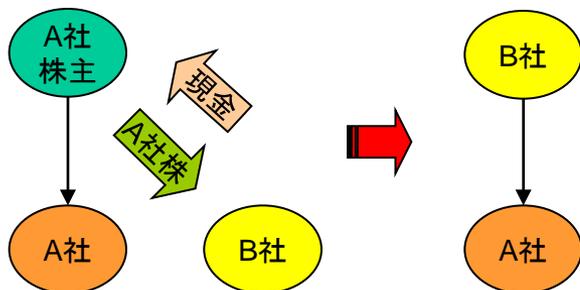
I 概要

M&Aの全体像



※上記のうち、株式譲渡及び事業譲渡を除く6つの手法については組織再編税制の規定が設けられている。

株式譲渡



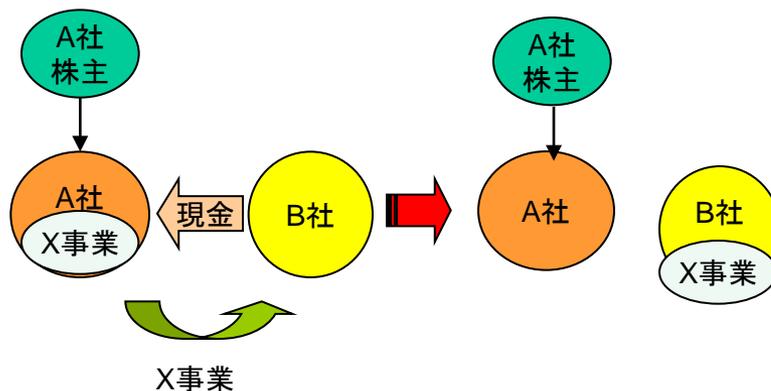
メリット

- ・ 手続きが簡便
- ・ 対象法人自体はそのままの状態
- ・ 株主の手取りを最大化できる場合が多い

デメリット

- ・ 不要な資産や事業も引き継ぐ
- ・ 簿外債務などのリスクも引き継ぐ
- ・ 他の再編に比べ買収資金が多額になる場合がある

事業譲渡



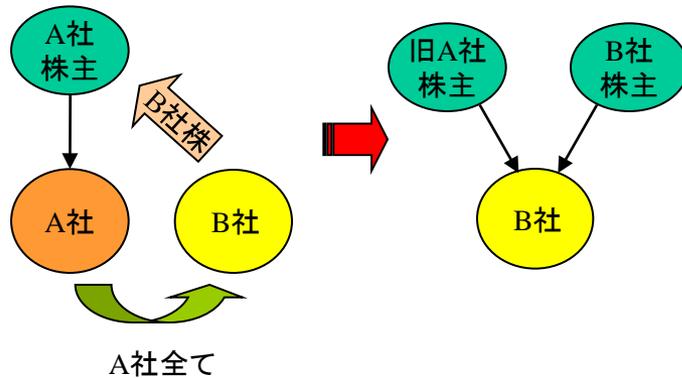
メリット

- ・ 事業の全部又は一部を譲渡・承継できる
- ・ 株式譲渡と比べ買収資金を抑えることができる場合も多い
- ・ 簿外債務などの承継リスクを分離

デメリット

- ・ 資産・負債・権利義務の承継手続きが煩雑
- ・ 従業員の承継には個別同意必要
- ・ 許認可を引き継げない

合併



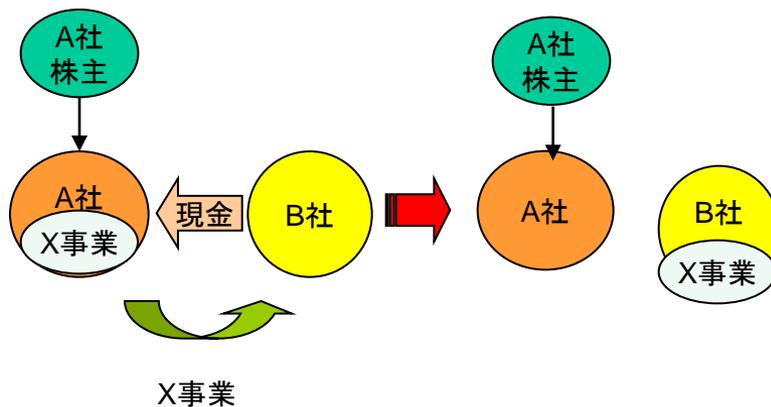
メリット

- 企業規模拡大によるスケールメリット
- 重複部門統合によるコスト削減
- 一定の要件を満たせば、A社の繰越欠損金を承継

デメリット

- 企業文化融合の問題
- 対価を株式とする場合は再編後のB社の株主構成に留意
- 簿外債務の包括承継

会社分割



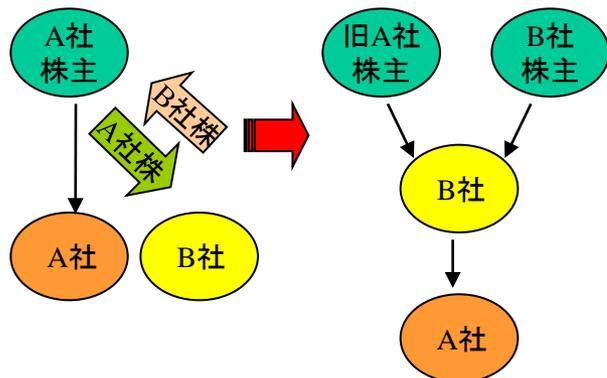
メリット

- 事業の全部又は一部を譲渡・承継できる
- 株式譲渡と比べ買収資金を抑えることができる場合も多い
- 事業譲渡と比べ資産・負債・権利義務の承継が簡便

デメリット

- 対価が非上場株式の場合、現金化が困難
- 分割後のA社の採算性について検討する必要あり
- 簿外債務の承継リスク

株式交換



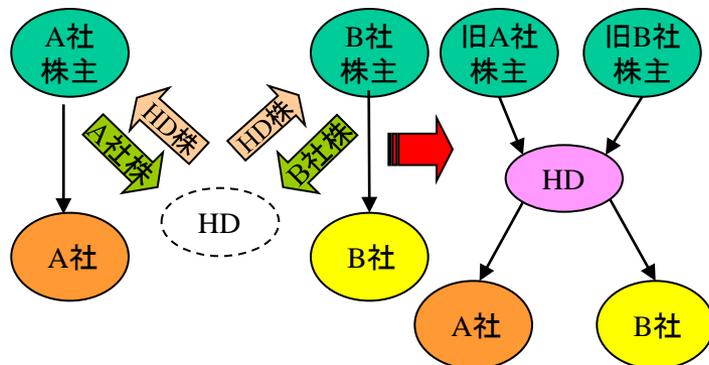
メリット

- 完全子会社とするための手法として利用できる
- A社とB社が別法人として運営が可能
- 強制買収が可能であるためA社株主が多い場合は有効

デメリット

- 対価を株式とする場合は再編後のB社株主構成に留意
- 手続きが株式譲渡と比べ煩雑
- 簿外債務を間接的に引き継がざるを得ない

株式移転



メリット

- A社とB社が別法人として運営が可能
- 買収イメージが少ない
- 再編後、HDでの他企業の買収がしやすい

デメリット

- HDへの決裁確認が増える
- 傘下の企業同士の連携がしにくい
- 簿外債務を間接的に引き継がざるを得ない

II 一般的な流れと手続き

株式譲渡の一般的な手続き

例) 非公開会社かつ取締役会設置会社の場合

株券の確認

⇒ 譲渡対象物。株券不発行会社の場合は株主名簿等。

契約締結

⇒ 株式譲渡契約締結

譲渡承認請求

⇒ 事前に売主が行う

取締役会承認

⇒ 承認機関は株主総会等の場合あり。定款で要確認。

決済(デリバリー)

⇒ 経営権が移転

名義書換請求

⇒ 売主と買主が共同で。

株主総会

⇒ 新任取締役の選任など。

取締役会

⇒ 代表取締役の選任など。

↓
新体制スタート

事業譲渡の一般的な手続き

例) 取締役会設置会社の場合

取締役会決議

⇒ 事業譲渡契約締結及び株主総会招集の決議。

契約締結

⇒ 事業譲渡契約締結

株主総会決議(原則)

⇒ 特別決議を要する。譲渡側:事業の全部譲渡、事業の重要な一部譲渡の場合・譲受側:事業の全部の譲受の場合。

反対株主の株式買取請求権

⇒ 効力発生日の20日前から前日まで。

・取引先への通知
・従業員の同意など

⇒ 原則として取引先との契約は巻きなおし又は地位の承継手続き。

従業員から個別の承諾をとる必要あり。(※)

決済

⇒ 契約で定めた効力発生日に決済

(※)労務手続きについては次ページ参照

は次ページ参照

↓
新体制スタート

事業譲渡の労務手続き

・従業員の引継ぎ

退職＋雇用となるため
通常であれば「退職届」と
「雇用契約書」によるべきだが、
実態として労働契約の承継と差異は
ないこと及び心理的影響を考慮し、
転籍承諾書で対応するのが通常

・中退共の引継ぎ

合併・会社分割同様、譲受企業が中小
企業の範囲を超えていない限り、引き
継ぐことができる。

・退職金の引継ぎ

事業譲渡時に精算するもよし、
譲受企業に引き継ぐもよし。
実務的には事業譲渡時に精算する
ケースが多い。

・有給休暇の取扱い

年次有給休暇の未消化分は引き継ぐ
ことができる
年次有給休暇の計算における勤続年数
についても通算するか否かを定める
必要がある。